

鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付制度 Q&A

＜耐震改修工事について＞

Q：耐震改修の具体的な方法はどのようなものですか？

A：木造建築物の改修方法は主に次のものが考えられます。

- ・壁の補強：筋かいを入れる、合板を張って壁を増やす、バランスよく配置する。
- ・接合部の補強：土台、柱、筋かい等の接合部を、金物を使って補強する。
- ・基礎の補強：玉石や無筋コンクリートの基礎を鉄筋コンクリートの布基礎に変える。基礎を増し打ちする。

Q：耐震改修工事にかかる費用はどれくらいですか？

A：診断結果や住宅の規模、施工方法等によって差がありますので、一概にいくらかということはありません。なお、鎌倉市では、200万円代から400万円代で耐震改修工事を行われる事例が多いです。

Q：もう耐震改修工事を始めていますが、これから申請して補助金を受けることは可能ですか？

A：受けられません。市に耐震改修工事の補助金の交付申請をして、交付の決定がなされてから工事の契約及び着手をする必要があります。

Q：知り合いの建築士に耐震診断をしてもらい、これから耐震改修工事をしたいのですが、補助金を受けることは可能ですか？

A：耐震改修工事の補助金を受けるには、市が実施する現地耐震診断を受けていることが必要となりますので、知り合いの建築士等が実施した耐震診断だけで改修工事をする場合、補助金を受けることはできません。

Q：耐震改修工事をする際の設計士や施工業者は指定がありますか？市外業者でも良いのですか？

A：窓口耐震相談及び現地耐震診断は、市が委託している事業者が実施しますが、耐震改修工事をする際の設計士や施工業者については、建設業法第3条の許可(建設工事業又は大工工事業に限る)を受けたものが行う工事であれば、特に設計士や施工業者の指定はありません。また、市外の業者でも問題はありません。

Q：低所得者世帯、障害のある方がいる世帯、要介護者又は要支援者がいる世帯については、上限が135万円とありますが、低所得者世帯、障害のある方がいる世帯とは、具体的にはどのような世帯ですか？

A：低所得者世帯とは、過去2年間市民税が非課税の世帯であり、障害のある方がいる世帯とは、身体障害がある方(1級から4級)、精神障害がある方(1級から3級)、知的障害がある方(A1、A2、B1)、要介護者又は要支援者がいる世帯です。

Q：予算の都合もあるので、耐震診断結果の総合評点が0.1の住宅を、0.8に上げる耐震改修工事をする予定ですが、補助の対象になりますか？

A：対象となりません。耐震改修工事の補助金を受けるには、一般診断もしくは精密診断の総合評点が1.0未満の住宅を、1.0以上に改修することが必要となります。

Q：耐震改修工事は年度をまたいても大丈夫ですか？また、期限はありますか？

A：年度をまたいだ耐震改修工事は認められません。市は単年度で予算執行するのが原則であり、補助金申請から工事完了までを同一年度中に行う必要があります。また、原則として申請年度の2月末までに工事を完了し、補助金の交付請求をする必要があります。